

館林市邑楽郡 4 町障がい者基幹相談支援センター
運営業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 9 月

館林市外五町地域自立支援協議会事務局

1 募集目的

館林市、板倉町、明和町、千代田町及び邑楽町（以下「館林市及び邑楽郡4町」という。）では、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための地域支援体制の構築を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）の運営業務を委託する法人を募集するものである。

本募集要項は、基幹センター運営業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続、要件及び審査等の内容について定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

館林市邑楽郡4町障がい者基幹相談支援センター運営業務

(2) 業務内容等

別紙「仕様書」のとおり

なお、実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書をもとに、館林市及び邑楽郡4町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 設置場所

館林市内の公共施設

<留意事項>

① 建物の利用にあたっては、館林市邑楽郡4町障がい者基幹相談支援センター運営業務委託契約とは別に館林市と賃貸借契約を締結するものとする。

② 建物の利用に関する経費（消防点検に係る費用や光熱水費等）は運営費に含むものとする。

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(5) 委託上限額

51,000,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。

※金額は全期間の金額とする。（3年間分 債務負担行為）

※年度別予算限度額

令和8年度	17,000,000円
令和9年度	17,000,000円
令和10年度	17,000,000円

<留意事項>

① 委託料には運営費（人件費や事務費、事業費）の他、初期投資費等、全ての経費を含むものとする。

② この額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、事業規模を示すものであることに留意すること。

③ 経費を算出するにあたって下記の項目については必ず計上すること。

支出科目	内容
賃借料（リース料）	①車両 2 台 ②複合機 1 台 ③事務用パソコン 2 台
通信運搬費	①携帯電話 2 台
建物の利用に関する経費 （保守料・光熱水費）	①消防点検などの経費 ②施設の光熱水費
備品購入費	①職員用事務机・椅子 2 セット ②書棚 ③打合せスペース用の机 1 台 ④打合せスペース用の椅子 4 脚 ⑤勤怠管理用物品（タイムカード等）

3 参加資格

本プロポーザルには、複数法人又は単独法人で応募できるものとし、応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、複数の法人が共同で応募する場合、全法人が次の要件の全てを満たすこと。

ア 館林市及び邑楽郡 4 町内のいずれかに相談支援事業所を有すること。（法人本部の所在地は問わない。）

イ 総合支援法第 5 1 条の 1 9 の指定一般相談支援事業所及び同法第 5 1 条の 2 0 の指定特定相談支援事業所の指定を受けている相談支援事業所を有すること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

エ 群馬県暴力団排除条例（平成 2 2 年群馬県条例第 5 1 号）に基づき、受託者として不適当であると認められる者でないこと。

オ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと等、経営が著しく不健全である者でないこと。

<留意事項>

応募にあたり、代表法人・構成法人問わず、複数法人で応募した法人が単独法人での応募に重複して応募することは禁止とする。

4 スケジュール（予定）

事 項	日 程
①館林市及び邑楽郡 4 町ホームページへの公開（仕様書等の公表）	令和 7 年 9 月 1 日（月）

②質問書の提出期限	令和7年9月16日（火） 午後5時必着
③質問に対する回答	令和7年9月30日（火）
④参加申込書の提出期限	令和7年10月10日（金） 午後5時必着
⑤企画提案書等の提出期限	令和7年10月31日（金） 午後5時必着
⑥プレゼンテーション	令和7年11月13日（木）
⑦結果通知及び選考結果公表	令和7年11月中旬～12月上旬
⑧優先交渉権者との協議	令和7年12月中旬～令和8年2月下旬
⑨契約締結に向けた協議	令和8年2月下旬～3月下旬
⑩契約締結・事業開始	令和8年4月1日（水）

※スケジュールは予定であり、都合により変更する場合がある。

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答については、下記のとおり行うものとする。

(1) 質問の受付期間

令和7年9月1日（月）～令和7年9月16日（火） 午後5時まで

(2) 提出方法

質問票（様式10）に必要事項を記入の上、持参、郵送またはE-mailのいずれかの方法で、「館林市外五町地域自立支援協議会事務局」宛てに提出すること。

※持参の場合は、土日及び祝日を除く、各日午前9時から午後5時までを受付時間とする。

※郵送の場合は、必着とする。

※E-mailの場合は、確認のため、送信した旨の電話連絡を入れること。

(3) 回答

提出された全ての質問と質問に対する回答は、質問者の名称を伏せて質問回答書にとりまとめ、令和7年9月30日（火）までに館林市及び邑楽郡4町のホームページに掲載する。

6 応募に係る書類の提出

(1) 提出書類

No.	種別	様式名	備考
1	様式1	参加申込書	法人ごと
2	様式2	申込みに係る構成法人一覧	
3	様式3	提案書等提出届	

4	様式 4	法人の概要及び実績	法人ごと
5	様式 5	基幹相談支援センター運営業務企画提案書	
6	様式 6	基幹相談支援センター収支計画書	
7	様式 7	基幹相談支援センター収支予算書	
8	様式 8	参加資格に関する誓約書	法人ごと
9	様式 9	暴力団等の排除に関する誓約書	法人ごと
10	様式 10	質問票	
11	様式 11	辞退届	
12	資料 1	法人の定款又は寄付行為等（要原本証明）	法人ごと
13	資料 2	法人の登記事項証明書	法人ごと
14	資料 3	指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の指定を受けていることを証する書類の写し	法人ごと
15	資料 4	法人の決算書類直近 1 期分 （貸借対照表、損益計算書等）	法人ごと
16	資料 5	配置予定相談員の経歴書	法人ごと

※No. 1～11 の書類は、指定された様式を使用してください。

※No. 5（様式 5_基幹相談支援センター運営業務企画提案書）については、別紙での提出も可としますが、その場合には、様式 5 に記載する項目の内、別紙に記載する項目について「別紙にて記載」と表記し、必ず様式 5 も提出すること。

※備考欄に「法人ごと」とある書類は、複数法人で申し込む場合、全法人分を作成し提出すること。

※受付期間終了後、提出書類の修正は不可とする。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部

(3) 提出期限

- ・様式 1・2（資料 1～5 を添付） 令和 7 年 10 月 10 日（金）まで
- ・様式 3～9 令和 7 年 10 月 31 日（金）まで

(4) 提出場所

邑楽郡板倉町大字板倉 2682 番地 1

館林市外五町地域自立支援協議会事務局（板倉町福祉課社会福祉係）

(5) 提出方法

原則、持参とする。

※持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く、各日午前 9 時から午後 5 時までを受付時間とする。

※やむを得ず郵送する場合は、配達証明等、到着日時の記録が残る方法をとること。

(6) 辞退表明

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局へ辞退届（様式11）を提出すること。

7 審査

優先交渉権者の選定にあたっては、館林市邑楽郡4町障がい者基幹相談支援センター運營業務委託事業者選定審査委員会にて、全ての提出書類のほか、参加者によるプレゼンテーションの内容に基づいて、総合的に判断する。なお、審査は非公開とする。

(1) プレゼンテーション

【実施概要】

- ・実施日 令和7年11月13日（木）
- ・実施場所 板倉町役場
- ・出席者 1事業者につき3名まで（複数法人の場合、合計で3名まで）
- ・実施内容 1事業者につき30分程度を予定
（企画提案書の説明：20分程度、質疑応答：10分程度）
- ・説明資料 あらかじめ提出した企画提案書（様式5）をもとに説明すること。
- ・機材等 機材（パソコン等）を使用する場合は、参加者が準備するものとし、事前に「館林市外五町地域自立支援協議会事務局」へ申し出ること。
なお、プロジェクター、スクリーンは事務局で用意する。
- ・実施順 実施順については、応募を受け付けた順番とする。

(2) 優先交渉権者の選定・審査基準

別紙「審査基準及び審査方法」のとおり

(3) 審査結果

全ての参加事業者に審査結果を通知するとともに、優先交渉権者を館林市及び邑楽郡4町のホームページで公表する。

8 契約

- (1) 審査結果の通知を受けた優先交渉権者は契約の締結に向け、審査結果を踏まえ、館林市及び邑楽郡4町と委託に係る詳細について協議する。
- (2) 優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を提出し、契約の手続を行う。
なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。

9 参加資格の喪失

次のいずれかに該当した場合は失格とし、参加資格を失うものとする。

- (1) 提出書類等が本要項の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類等が本要項に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 本要項3に示す参加資格を欠くこととなった場合

- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他本要項に違反すると認められた場合

10 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書の作成、提出その他プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類等は、原則として返却しない。
- (3) 提出書類は、審査及び説明のため、複製を作成し使用することができる。
- (4) 本要項に定めのない事項については、別途、館林市及び邑楽郡4町の指示によるものとする。

11 担当部署

館林市外五町地域自立支援協議会事務局（板倉町福祉課社会福祉係）

〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2682 番地 1

TEL : 0276-82-6133 FAX : 0276-82-3341

Mail : k-fukushi@town.itakura.gunma.jp